

9 入居・退居等

<p>入居者の条件（年齢、心身の状況（自立・要支援・要介護）等）</p>	<p>概ね65歳以上の要介護者</p>
<p>身元引き受け人等の条件及び義務等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則身元引受人の設定が必要、但し身元引受人を定められない相当な理由がある場合は不要 ・ 入居者の事業者に対する債務についての連帯債務及び必要な場合の入居者の身柄の引き取り ・ 定期的入居者の生活状況、健康状況並びにサービスの提供状況の連絡及び緊急時の連絡、協議 ・ 入居者の逝去時の遺体及び遺留金品の引き取り
<p>生活保護受給者の受入れ対応</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 可</p>
<p>施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等</p>	<p>1. 入居者からの解約</p> <p>1) 入居以前の解約</p> <p>入居者は入居契約書表題部記載の契約締結日から14日以内であれば、書面によって事業者へ通知する事により、入居契約を解除する事ができます。</p> <p>この場合、事業者は入居者に対して受領済みの入居金を全額無利息で返還します。また、入居者は契約締結日から15日以降の入居日前日までに、書面によって事業者へ通知する事により、入居契約を解除する事ができます。</p> <p>この場合、事業者は入居者に対して受領済みの入居金を全額無利息で返還します。但し事業者は入居者に対して、事業者において発生した費用の実費を徴収します。</p> <p>2) 入居日の翌日から三月以内の契約解除</p> <p>入居日の翌日から三月以内において、入居契約書第43条に基づく入居者の解約の申し出がなされた場合及び入居契約書第28条第1号に定める入居者の死亡による契約終了の場合は、居室明渡し日までの入居契約書第2条に定める目的施設の利用対価として、1日当り利用料、日割り計算に基づく入居契約書第24条から第26条に定める費用及び第31条に定める原状回復費用を事業者へ支払うことで契約を終了できるものとします。</p> <p>事業者は当該費用の支払い及び居室の明渡しを受けた後90日以内に、受領済みの入居一時金全額を無利息で入居者に返還することとします。</p> <p>3) 入居日の翌日から三月以降の解約</p> <p>①入居者は事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行う事により入居契約を解約する事ができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者へ届け出るものとします。</p> <p>②入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退居した場合には事業者が入居者の退居の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、入居契約は解約されたものと推定します。</p> <p>その場合、居室明渡し日までの入居契約書第2条に定める目的施設の利用対価として、日割り計算に基づく入居契約書第24条から第26条に定める費用及び第31条に定める原状回復費用を事業者へ支払って頂きます。</p> <p>事業者は当該費用の支払い及び居室の明渡しを受けた後90日以</p>

	<p>内に、入居一時金の未償却残高全額を無利息で入居者に返還することとします。</p> <p>2。事業者からの契約解除</p> <p>1)事業者は入居者が次の各号のいずれかに該当し且つその事が入居契約をこれ以上、将来にわたって維持する事が社会通念上、著しく困難と認められる場合に入居契約書第30条第2項及び第3項に規定した条件の下に本契約を解除する事があります。</p> <p>①入居申込書に虚偽の事項を記載するなど不正手段により入居したとき</p> <p>②月額利用料、その他の支払いを正当な理由なくしばしば遅滞するとき</p> <p>③入居契約書第20条（禁止または制限される行為）の規定に違反したとき</p> <p>④入居者の行動が、他の入居者または従業員の生命に危害を及ぼし、または、その危害が切迫した恐れがあり且つ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止する事が出来ないとき</p> <p>2)前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者が書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。</p>
前年度1年間の施設からの契約解除件数	0 件
体験入居の期間及び費用負担等	1日 10,000円(税別) 6泊7日迄